

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）の負傷は、通勤途上の災害として、不支給決定とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、自転車で会社へ出勤途中、通勤経路上にある自動販売機で飲料水を購入しようとしたところ、相手方（以下「第二当事者」という。）にいきなり殴られ、さらに、全身を蹴られて負傷したため、受診したところ「頭部外傷、両大腿部打撲、左胸部打撲」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は通勤の事由によるものであるとして、監督署長に療養給付の請求をしたところ、監督署長は、通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、本件審査請求の理由として、会社への通勤途上において通勤経路上にある自動販売機で飲料水を購入しようとしたところ、自動販売機の前に第二当事者がいたため後ろで待機していたが、購入する様子がみられないため、軽く会釈し、先に購入したところ、第二当事者は横取りされたと勘違いをしたか突然に何の前触れもなしに一方的に暴行を受けたものであるから、通勤途上におけるささいな行為には該当せず、暴力を誘引する過失も認められるとして、通勤災害とは認められないとした監督署長の不支給決定処分は誤りであるとしている。

3 原処分庁の意見

本件は、自動販売機で飲料水の購入に伴うトラブルであるため、通勤中におけるささいな行為中の災害とは認められず、さらに、請求人が横から割り込んで飲料水を購入したと誤解されるような暴力を誘引する過失も認められることから、通勤に通常伴う危険が具体化したものとも言えず、通勤災害には該当しないものである。

4 審査官の判断

(1) 本件災害の状況

ア 第二当事者が認識していたか否かは不明であるが、請求人は、第二当事者に軽く会釈を行い、第二当事者の前で自動販売機の飲料水を購入したものであるから、監督署長が判断した「暴力を誘引する過失」いわゆる自招行為に該当する程度の行為であったとは認められない。

イ 請求人と第二当事者との間には、面識がないことから、他人の故意に基づく暴行が私的怨恨に基づくものとは認められない。

(2) 結論

本件傷病については、請求人が通勤途上のささいな行為中に他人の故意に基づく暴行を

受けたものであり、当該暴行には自招行為及び私的怨恨は認められないため、通勤によるものと判断すべきものであるから、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。